

各種サービス契約約款

第1条（本契約の申込及び成立）

トランクルーム東京（以下、当社と言います。）が指定する各種商品サービスの利用をレンタル収納スペース利用者（以下、利用者と言います。）が希望した場合、当社所定の手続きに従い、当社ホームページ内あるいは当社が認める方法により申込みを行うものとします。本契約の成立は、利用者がレンタル収納スペース施設（以下、施設と言います。）利用における申込登録を行い、本約款に定める条項と施設で締結するレンタル収納スペース一時使用約款（以下、一時使用約款と言います。）を準用、それに従うことを条件に当社が当該申込を承諾した場合、本契約が成立するものとします。なお、本書に定めのない事項については、レンタル収納スペース一時使用契約約款の定めに従うものとする。

第2条1項（本契約の目的）

本契約は、当社が提供する施設で利用者に各種サービスを提供することを目的とします。

第2条2項（あんしん保証パックサービス）

あんしん保証パックサービスとは、当社が鍵等の紛失や提供、警備会社出動対応及び退出時の原状回復費用などの費用負担を保証するものです。ただし、当社が定める使用の回数制限がある場合、それを超えると当社が定める有償サービスはすべて自己負担となります。

第2条3項（商品レンタルサービス）

商品レンタルサービスとは、施設で利用する物品の貸し出しをすることで、利用者の荷物の保管や整理を円滑で便利にすることを主たる目的としています。また万が一、利用者がレンタルした商品を破損、汚損等した場合は、原状回復費用を負担することとします。商品に有形無形といった定めはなく、当社は荷物の保管以外にもレンタルサービスの商品を設定することができるものとします。

第3条（各種サービスの概要）

各種サービスの内容は、当社ホームページ内に掲載するものとします。

第4条（利用上の制限）

本契約における当社が提供する各種サービスは、施設と各種サービスの支払いが完了していた場合にのみ利用できることとします。特にあんしん保証パックサービスは、支払いの遅延がある場合、サービス内容の適用は行われず、すべて利用者の自己負担となります。

第5条（契約の終了）

施設の契約が終了した場合は、当然に本契約も終了するものとします。また各種サービスのみ解約については利用者は、本契約を解除しようとする月の前月末日迄に、当社所定の方法により当社に対して通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、当社が当該通知を受領した日の属する月の翌月末日をもって本契約は終了します。

当社は、本契約を解約しようとする月の3ヶ月前の月の末日迄に、利用者に対して通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

<制定・改訂>

2022年9月1日制定

以上